

かすがい市民活動情報サイトの設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市内で行われる市民活動に関する情報の発信を促進することにより、市民活動の活発化を図るため、市がインターネット上に設置するかすがい市民活動情報サイト（以下「サイト」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの提供)

第2条 サイトを用いて利用できるサービスは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市民活動に関する情報の発信
- (2) 市民活動団体が主催する講座、行事等の参加者の募集

(対象)

第3条 サイトのサービスを利用できる者は、春日井市市民活動支援センター登録団体の認定等に関する要綱（平成19年4月3日施行）第2条に規定する要件を満たす者その他これに準ずるものとして市長が適当と認めるものとする。

2 サイトを利用しようとする者は、かすがい市民活動情報サイト会員（以下「会員」という。）の登録をしなければならない。

(会員の登録)

第4条 会員に登録しようとする団体は、かすがい市民活動情報サイト登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受理した登録申請書の内容を審査の上、登録の可否を決定するものとし、その結果についてかすがい市民活動情報サイト利用登録承認・不承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(登録事項の変更等)

第5条 会員は、登録申請書等により市長へ届け出た事項に変更を生じた場合、かすがい市民活動情報サイト登録事項変更届（第3号様式）により変更した事項を市長に届け出なければならない。

2 会員がユーザー名又はパスワードを亡失したときは、ユーザー名・パスワード再発

行申請書（第5号様式。以下「再発行申請書」という。）により、市長にユーザー名及びパスワードの再発行を申請することができる。

- 3 市長は、再発行申請書の提出を受けたときは、内容を審査の上、ユーザー名・パスワード通知書（第6号様式）により、当該会員へユーザー名及びパスワードを通知するものとする。

（登録の取消し）

第6条 会員は、サイトで情報発信ができなくなったときは、かすがい市民活動情報サイト登録取消届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請により登録をしたとき。
- (2) 同一会員で二重の登録が判明したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

（情報の掲載）

第7条 会員は、営利を目的とせず、自発的に行う公益性を有する活動に関する情報を掲載することができる。

- 2 前項の情報を掲載するときは、予め市長の認定を受けなければならない。
- 3 前2項にかかわらず、次に掲げる活動に関する情報は、掲載することができないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動
- (5) 法令に反する活動

- (6) 公序良俗に反する活動
- (7) 自己、特定の者、特定の団体のみの利益を図る活動
- (8) サイトの運営を妨害する活動
- (9) 社会貢献を目的としない営業活動
- (10) その他市長が適当でないと判断する活動

(会員の認定期間)

第8条 会員の登録の有効期間は、登録の日からその日が属する年度の3月31日までとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 改正後のかすがい市民活動情報サイトの設置及び運営に関する要綱の規定は、平成21年7月1日以後に会員の登録の申請に係るものから適用し、同日前の会員の登録の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のかすがい市民活動情報サイトの設置及び運営に関する要綱の規定は、令和4年7月1日以後の会員の登録の申請に係るものについて適用し、同日前の会員の登録の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂

正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。